

札幌医科大学SD委員会設置要綱

(目的)

第1条 札幌医科大学（以下「本学」という。）職員の資質向上を図るためのスタッフ・ディベロップメント（＝職員の能力を高めるための取組み。以下「SD」という。）活動を効果的に推進するため、SD委員会（以下「委員会」という。）を設置し、必要な事項を定める。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- ア 本学のSD活動の企画・立案・実施に関すること
- イ その他SD活動に関すること

(構成)

第3条 委員会は、委員長、副委員長、委員及びオブザーバーをもって構成する。

- 2 委員長は、事務局長をもって充てる。
- 3 副委員長は、委員の中から委員長が指名する。
- 4 委員は、別表に定める職の者をもって充てる。
- 5 オブザーバーは、札幌医科大学ファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）委員会の委員からFD委員会委員長が推薦する1名をもって充てる。

(任期)

第4条 前条に定める委員の任期は、当該職の在任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員長は、委員会を代表し、委員会の事務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委員会)

第6条 委員会は、委員長が必要に応じて招集する。

- 2 委員会は、全委員の過半数の出席がなければ開催することができない。
- 3 委員長は必要に応じ、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を求めることができる。

(報告)

第7条 委員会の決定事項について、委員長は、必要に応じ学長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、事務局総務課において行う。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

【別表】第3条関係

職 名；	備 考
事務局長	委員長
事務局次長	副委員長
事務局次長兼附属病院事務長	副委員長
事務局総務課長	委員
事務局学務課長	委員
事務局研究支援課長	委員
附属病院病院課長	委員
FD委員会委員長が推薦する者1名	オブザーバー